

带状疱疹予防接種費用助成のお知らせ

福岡市は、法律に基づく定期接種対象者と、福岡市独自の任意接種助成事業の対象者に対し、带状疱疹ワクチン接種費用の一部公費助成を行います。

対象者 福岡市に住民票がある次の方

〔定期接種〕下表に該当する方は、令和8年度のみ、定期接種の助成があります。

対象者	接種期間
<ul style="list-style-type: none"> ・65歳 …… (昭和36年4月2日～昭和37年4月1日の誕生日) ・70歳 …… (昭和31年4月2日～昭和32年4月1日の誕生日) ・75歳 …… (昭和26年4月2日～昭和27年4月1日の誕生日) ・80歳 …… (昭和21年4月2日～昭和22年4月1日の誕生日) ・85歳 …… (昭和16年4月2日～昭和17年4月1日の誕生日) ・90歳 …… (昭和11年4月2日～昭和12年4月1日の誕生日) ・95歳 …… (昭和6年4月2日～昭和7年4月1日の誕生日) ・100歳 …… (大正15年4月2日～昭和2年4月1日の誕生日) 	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

○接種日に60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能が日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人(障害者手帳1級相当)も対象。
接種時に、「障害者手帳の写し」「診断書」のいずれかを持参してください。
※5年後に再度定期接種の対象にはなりませんのでご注意ください。

〔任意接種助成〕

対象者	接種期間
令和8年度に50歳、55歳、60歳になる方 <ul style="list-style-type: none"> ・50歳 …… (昭和51年4月2日～昭和52年4月1日の誕生日) ・55歳 …… (昭和46年4月2日～昭和47年4月1日の誕生日) ・60歳 …… (昭和41年4月2日～昭和42年4月1日の誕生日) 	令和8年度の誕生日の前日から 令和9年度の誕生日の前日まで
令和7年度に50歳、55歳、60歳になった方 <ul style="list-style-type: none"> ・50歳 …… (昭和50年4月2日～昭和51年4月1日の誕生日) ・55歳 …… (昭和45年4月2日～昭和46年4月1日の誕生日) ・60歳 …… (昭和40年4月2日～昭和41年4月1日の誕生日) 	令和8年度の誕生日の前日まで

※5年後に再度任意接種の対象にはなりませんのでご注意ください。

ワクチンの種類と自己負担金額

ワクチンは次の2種類です。接種医等にご相談のうえ、いずれか一方のワクチンを接種してください。

生ワクチン:1回につき**4,900円**(全1回接種) 組換えワクチン:1回につき**12,000円**(全2回接種)

注)組換えワクチンは2回接種(2ヶ月以上の間隔が必要)で完了となるワクチンです。計画的に接種期日までに接種してください。

接種場所 福岡市が指定した医療機関(福岡市ホームページに掲載しています。)

こちらから
実施医療機関を
ご覧になれます。



接種日に持参する物

- ①住所・氏名・年齢の確認書類(「マイナンバーカード」「運転免許証」など)いずれか1つ
- ②お持ちの方は予診票
- ③自己負担金 自己負担金の免除について

対象者のうち、生活保護受給者、中国残留邦人等支援法に基づく支援給付の支給決定を受けている人、市県民税非課税世帯に属する人は、接種日当日に最新の「証明書類」(福岡市ホームページに掲載しています)のいずれか1つの証明書類を医療機関に提出することで自己負担金が免除されます。なお、生活保護受給者等でも、上記の対象者以外の方は費用助成の制度はありません。

※ご本人が希望する場合以外は実施しません。(ご本人の明確な接種意思の確認ができない場合は、助成の対象外となります。)

※予防接種は、接種当日に発熱がある人や、今までに予防接種によって副反応を起こしたことがある人などは受けることができませんので、接種前に体調など正しい情報を医師に伝え、医師の説明をよく聞いた上で接種を受けてください。

※予防接種では健康被害が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすることができないことから、救済制度が設けられています。詳細は、お住まいの区の保健福祉センター健康課にご相談ください。

【お問い合わせは、各区健康課へ】

東:092-645-1078 博多:092-419-1091 中央:092-761-7340 南:092-559-5116 城南:092-831-4261 早良:092-851-6012 西:092-895-7073

※福岡市外にお住まいの方は、住所地の自治体の予防接種担当課へお尋ねください。